

奈良市公報

号外 第 28 号

平成19年12月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 1
- 奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則 2
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則 7

告 示

- 開発行為に関する工事の完了 7
- 都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧 7
- 都市計画防火・準防火地域の変更案の公衆縦覧 8
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧 8
- 充当通知書の公示送達 8
- 放置自転車等の保管 8
- 道路の位置指定 9
- 放置自転車等の保管(2件) 9
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出 9
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出 10
- 放置自転車等の保管 10
- 開発行為に関する工事の完了 10
- 奈良市立鶴舞保育園の民間移管に関する選定委員会設置要綱 10
- 道路の位置指定 11

別記第2号様式中

合併により消滅する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

を

合併により消滅する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

承継者(旅館業を承継する法人)	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

に

改める。

別記第3号様式中

分割前の人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

を

分割前の人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

承継者(旅館業を承継する法人)	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市旅館業法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年10月19日掲示済)

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第85号

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市温泉法施行細則(平成14年奈良市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第3条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「第27条第1項」を「第31条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(地位の承継の承認の申請)

第3条の2 省令第8条第1項に規定する申請書は、合併の場合にあっては温泉利用許可合併承継承認申請書(別記第2号様式の2)、分割の場合にあっては温泉利用許可分割承継承認申請書(別記第2号様式の3)とする。

2 省令第9条第1項に規定する申請書は、温泉利用許可相続承継承認申請書(別記第2号様式の4)とする。

第4条第1項中「第7条」を「第11条」に、「温泉成分等掲示届」を「温泉成分等掲示(掲示内容変更)届」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

温泉利用許可申請書

奈良市収入証紙

はり付け欄

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあっては、主たる事務所の所)
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電 話

次のとおり温泉を利用したいので、温泉法第15条第1項の規定により申請します。

浴用又は飲用の別	浴 用 ・ 飲 用		
温泉のゆう出地			
温泉を公共の浴用 又は飲用に供しよ うとする施設の場 所 及び 名 称	場 所		
	名 称		
温 泉 利 用 量	m ³ /日		
温 泉 の 状 況	温 度	°C (気温	°C)
	成 分		
登録分析機関	名 称		
	登録番号	第	号

添付書類

- (1) 飲用の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (4) 温泉成分分析結果を記載した書類の写し
- (5) 申請者が温泉のゆう出地の所有者でないときは、温泉を採取する権利を有すことを証する書類
- (6) 温泉利用施設の付近見取図
- (7) 温泉利用施設の平面図及び断面図
- (8) 貯湯槽、配湯管、引湯管等の温泉供給施設を明らかにした図面
- (9) 温泉水の衛生管理の方法を示した図面
- (10) 総硫黄が温泉水1キログラム中2ミリグラム以上含まれる温泉については、換気の設備を示した図面
- (11) その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式中「施設の所在地」を「施設の場所」に、
「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式の次
第2号様式の2(第3条の2関係)

温泉利用許可合併承継承認申請書

奈良市収入証紙

はり付け欄

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 所在地

名 称

代表者の氏名

㊞

電 話

次のとおり温泉利用の許可者の地位の合併による承継の承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	場 所	
	名 称	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
合併により消滅する法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏 名	
承継者(温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人)	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏 名	
合併予定年月日		年 月 日

添付書類

- (1) 合併契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第2号様式の3(第3条の2関係)

温泉利用許可分割承継承認申請書

奈良市収入証紙

はり付け欄

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 所在地

名 称

代表者の氏名

電 話

次のとおり温泉利用の許可者の地位の分割による承継の承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	場 所	
	名 称	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
分 割 前 の 法 人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏 名	
承継者(温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人)	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏 名	
分 割 予 定 年 月 日		年 月 日

添付書類

- (1) 分割計画書又は分割契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第2号様式の4(第3条の2関係)

温泉利用許可相続承継承認申請書

奈良市収入証紙

はり付け欄

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

電 話

被相続人との続柄

次のとおり温泉利用の許可者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規定により申請します。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	場 所	
	名 称	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
被相続人の住所		
被相続人の氏名		
相続開始年月日		年 月 日

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記第3号様式中「温泉成分等掲示届」に、「掲示する」を「掲示(温泉成分等の掲示内容を変更)」を「温泉成分等掲示(掲示内容変更)届」に、「第14条第3項」を「第18条第4項」に、

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所	所 在 地	
	名 称	

を

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称	場 所	
	名 称	

に

改める。

別記第4号様式中

名 称	場
所 在 地	名

を

所
称

に改める。

別記第6号様式及び第7号様式中

所在地	場
-----	---

を

所

に改める。

別記第8号様式中

所 在 地	場 所
-------	-----

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市温泉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年10月19日掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年10月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第86号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「(随意契約の予定価格の決定)」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(見積書の徵取)

第18条の2 随意契約の方法により契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の聴取を1人の者からとることができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 緊急を要するとき（災害時を除く工事の請負、物件の借入れ又は業務の委託に限る。）。
- (3) 特定の者と契約することが有利と認められるとき。
- (4) 1件の予定価格が20万円未満の契約をするとき。
- (5) その他市長が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徵取を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接に契約をするとき。
- (2) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないと認められるとき。
- (3) 緊急を要するとき（災害時に限る。）。
- (4) 不動産、有価証券等の売買その他契約の性質上見積書を徴することが不適当と認められるとき。
- (5) 1件の予定価格が3万円未満の物品を購入するとき。
- (6) その他市長が認めるとき。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(平成19年10月24日掲示済)

告 示

奈良市告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年7月9日 奈良市指令都整開 第07A-11号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年10月16日 第1083号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鳥見町三丁目7番地の6及び奈良市富雄川西一丁目81番地の15
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市東生駒1丁目32番地
大陽興産株式会社
代表取締役 桑原富夫

(平成19年10月16日掲示済)

奈良市告示第573号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目及びあやめ池北二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

- 4 縦覧期間
平成19年10月16日から同月30日まで

- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年10月30日までに必着するように提出してください。

(平成19年10月16日掲示済)

奈良市告示第574号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 變更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域
- 2 變更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成19年10月16日から同月30日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年10月30日までに必着するように提出してください。

(平成19年10月16日掲示済)

奈良市告示第575号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
あやめ池遊園地跡地地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

- 4 縦覧期間
平成19年10月16日から同月30日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年10月30日までに必着するように提出してください。

(平成19年10月16日掲示済)

奈良市告示第576号

充当通知書を送付したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明の為、送達することが出来ないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この充当通知書の発送年月日
交付要求配当金に係る充当通知書 平成19年9月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年10月16日掲示済)

奈良市告示第577号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年10月16日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取時間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円

（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

（平成19年10月16日掲示済）

奈良市告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年10月17日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	奈良市中登美ヶ丘一丁目4162-1 D15-504
申請者氏名	H A I R I ハイリトータルデザイン 吉田 裕宗
道路の位置	奈良市押熊町65番地の2 及び187番地の4
道路の幅員	最大4.225m 最小4.200m
道路の延長	29.56m
指定年月日	平成19年10月17日
指定番号	第19008号

（平成19年10月17日掲示済）

奈良市告示第579号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月17日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年10月17日掲示済）

奈良市告示第580号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月19日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年10月19日掲示済）

奈良市告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年10月22日

奈良市長 藤原昭

施術者氏名	指定施術機関			変更年月日
	名称	所在地		
旧 神橋 勝俊、田尾 幸雄	神殿鍼灸整骨院（田尾 幸雄、 神橋 勝俊）	奈良市神殿町297-2 シティーコート広芝305		
新 田尾 幸雄、神橋 勝俊	神殿鍼灸整骨院（田尾 幸雄、 神橋 勝俊）	奈良市神殿町303-1		平成19年10月1日

(平成19年10月22日掲示済)

奈良市告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年10月22日

奈良市長 藤原昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
武村 弘一		あんま はり・きゅう	平成19年10月1日 平成19年10月1日
帯解屋鍼灸所（武村 弘一） 奈良市今市町2-754-1			
正木 一磨		柔道整復	平成19年9月29日
まさき鍼灸整骨院（正木一磨、正木香菜子）	奈良市五条西一丁目17-8-103		

(平成19年10月22日掲示済)

奈良市告示第583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月22日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月22日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年10月22日掲示済)

中辻 史好

中辻 安以子

(平成19年10月22日掲示済)

奈良市告示第585号

奈良市立鶴舞保育園の民間移管に関する選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年10月23日

奈良市長 藤原昭

奈良市立鶴舞保育園の民間移管に関する選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 奈良市立鶴舞保育園の設置及び運営を社会福祉法人（以下「法人」という。）に移管するに当たり、奈良市立鶴舞保育園の民間移管に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営については、この要綱の定めるところによる。
(所掌事務)

第2条 選定委員会は、奈良市立鶴舞保育園の設置及び運営を行うこととなる法人の選定に係る審査その他当該法人の選定に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関し学識経験を有する者
- (2) 法律に関し専門知識を有する者
- (3) 会計に関し専門知識を有する者
- (4) 保健福祉部長
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から奈良市立鶴舞保育園の設置及び運営を行う法人の選定に係る審査が終了したときまでとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することがある。

奈良市告示第584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年10月22日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年10月5日 奈良市指令都整開 第06A-33号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年10月22日 第1084号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目4048番地の11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西千代ヶ丘1-11-3

4 委員の欠員が生じた場合、市長が必要あると認めるときは、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。 (委員長)	(この告示の失効)
第4条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	2 この告示は、第8条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。 (平成19年10月23日掲示済)
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。	
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (審査)	
第5条 選定委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。	
2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。	
3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	
4 選定委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 (審査の基準)	
第6条 選定委員会は、選考調書その他の資料をもとに、次に掲げる基準を満たす法人の中から最も適切な法人を選定するものとする。	
(1) 保育事業の趣旨を十分に理解し、本市の保育事業の推進に寄与し、保育所の経営に強い意志を有していること。	
(2) 法人の運営が適切に行われていること。	
(3) 保育所の運営を適切に行う能力を有していること。	
(4) 必要な資金調達が可能で、安定した経営が見込まれること。	
(5) 保育所が地域との関係において、円滑に運営されること。 (委員の責務)	
第7条 委員は、直接間接を問わず奈良市立鶴舞保育園の民間移管の公募に参加してはならない。委員が参加したことが判明したときは、選定委員会は、委員が関与した法人を選考対象から除くものとする。	
2 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (報告)	
第8条 委員長は、選定委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。 (庶務)	
第9条 選定委員会の庶務は、保育課において処理する。 (委任)	
第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。 附 則 (施行期日)	
1 この告示は、平成19年10月23日から施行する。	

奈良市告示第586号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年10月24日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	富田林市桜井町一丁目12番57号
申請者氏名	池田 英児
道路の位置	奈良市白毫寺町62番5、62番6及び62番7
道路の幅員	最大6.20m 最小6.20m
道路の延長	15.87m
指定年月日	平成19年10月24日
指定番号	第19013号

(平成19年10月24日掲示済)

奈良市告示第587号

奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱を次のように定める。

平成19年10月24日

奈良市長 藤原昭

奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共工事等（公共工事及び草刈り、せん定、樹木撤去その他工事に準じる業務の委託をいう。以下同じ。）に関する随意契約について透明性及び公正性を確保するため、奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成14年奈良市告示第506号）に定めるほか、本市の公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする公共工事等)

第2条 この要綱による公表の対象とする公共工事等は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。）第17条の2第1号及び第6号に該当する公共工事等（規則第18条の2第1項ただし書及び第2項に該当する場合を除く。）とする。

(公表の事項、時期及び場所)
第3条 公表の事項、時期及び場所は、別表のとおりとする。
(公表の方法)
第4条 公表は、公表の内容を記載した書面を次のとおり閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 閲覧期間 公表した日（契約の締結前に公表した事項については、契約締結日）の翌日から起算して1年が経過する日まで。ただし、奈良市の休日を定める條

例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。
(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
(補則)
第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。
附 則
この告示は、平成19年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公表事項	様式	公表の時期	公表の場所
見積書を徵取することとした者の商号又は名称及びその指定した理由	見積り合わせ通知書受領票（別記第1号様式）	見積り合わせ通知書交付後	工事主管課
予定価格及び最低制限価格	見積り合わせ通知書（別記第2号様式）	見積り合わせ通知後	工事主管課
契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書（別記第3号様式）	契約締結後	工事主管課
公共工事等の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
工事等着手の時期及び工事等完成（完了）の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
契約の相手方を選定した理由	契約内容調書	契約締結後	工事主管課

件名	事業者 名稱	代表者 氏 名	電話番号	電話対応日 電話対応者	受領 年月日	来庁者	受領印						

別記 第1号様式（別表関係） 見積り合わせ通知書受領票

指定した理由

第2号様式(別表関係)

年 月 日		契 約 内 容 調 書	
		契約者	住 所
		商号又は名称	
件名	見積り合せ通知書	工事等名稱	
記	上記工事等の見積り合わせを下記のとおり行います。	工事等番号	
1 日時		工事等場所	
2 場所		契約(予定)日	
3 予定価格及び最低制限価格		工事等種別	
		予定価格 千円 (消費税及び地方消費税を除く。)	
		最低制限価格 千円 (消費税及び地方消費税を除く。)	
注意事項		契約区分	契約額 工事等概要 変更理由

(平成19年10月24日掲示済)

奈良市告示第588号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月24日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年10月24日掲示済)

奈良市告示第589号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成19年度近傍同種の住宅の家賃及び同条例第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年10月24日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積 (m ²)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第11号市営住宅	奈良市杏町	74.9	58-63	83,800	0.7048

(平成19年10月24日掲示済)

奈良市告示第590号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成20年度近傍同種の住宅の家賃及び同条例第4項

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年10月24日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積 (m ²)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第11号市営住宅	奈良市杏町	74.9	58-63	83,300	0.7044

(平成19年10月24日掲示済)

奈良市告示第591号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月26日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年10月26日掲示済)

を知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成19年10月26日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成19年10月26日掲示済)

奈良市告示第592号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条例第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったこと

奈良市告示第593号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月29日

奈良市長 藤原 昭		
1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	(2) 市営墓地清掃業務委託において、支払手続きが遅延していた。委託業務の履行確認をされたら、速やかな事務処理をされたい。
2 移動年月日	平成19年10月29日	(2) 平成18年度においては、市営墓地清掃業務委託料について完了届提出後、履行の確認を行い、速やかな支払手続を行いました。 現在も同様に、速やかな支払手続を行っています。
3 移動対象区域	近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域	(3) 東山靈苑火葬場使用料の調定はなされているが、収納した現金の指定金融機関等への払い込みが遅延していた。 奈良市会計規則第9条に基づき、速やかに払い込みをされたい。
以下省略	(平成19年10月29日掲示済)	(3) 平成18年度においては、東山靈苑火葬場使用料について、調定後速やかに指定金融機関に払い込みを行いました。 現在も同様に、速やかな払い込みを行っています。
奈良市告示第594号		
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。		
平成19年10月31日		
奈良市長 藤原 昭		
1 事務所及び代表者の変更		
変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市恋の窪一丁目 8番4号	奈良市恋の窪一丁目 5番7号
変更の年月日	平成19年9月18日	
	(平成19年10月31日掲示済)	
監査		
奈良市監査委員告示第18号		
地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。		
平成19年10月31日		
奈良市監査委員 吉田 肇 同 中和田 守 同 幾田 邦夫 同 高杉 美根子		
市民生活部		
市民課（旧衛生課分）		
監査結果公表日 平成17年12月27日（奈良市監査委員告示第12号）		
措置結果通知日 平成19年10月16日		
[監査の結果]	[措置の内容]	
(1) 郵便切手の現在保有残高で対応できるにもかかわらず、新たに購入している。今後は保有残高を確認の上、計画的な予算執行をされたい。	(1) 平成18年度においては、保有残高を確認し、計画的な予算執行を行いました。 現在も同様に、計画的な予算執行を行っています。	(1) 一般廃棄物処分手数料及び破碎スクラップ売却処分収入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ16,793,280円、19,537,334円となっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望す

<p>る。</p> <p>(2) 粗大ごみ処理施設 清掃委託（3件）は、定期的にその都度委託契約されているが、年間の清掃回数が把握できるのであれば、事務の効率化からも一括契約が望ましいと思われる所以検討されたい。</p> <p>(3) 有害ガス分析計保守点検委託における予定価格調書の作成が、事務取扱による決定権を有する者でなかったので、注意されたい。</p>	<p>納入額（年）30,000円とわずかですが、今後とも微収努力を続けてまいります。</p> <p>(2) 搬入されてくる粗大ごみの状況により、堆積する粗大ごみの量が予測できないため、粗大ごみ処理施設の運転日が不定期となり、年間の清掃計画が立てにくいが、事務の効率化と経費削減も考えて、今後、清掃委託契約の年間一括契約の方向で検討してまいります。</p> <p>(3) 予定価格調書の作成者を事務取扱規程による正規の決定権者である部長で作成し直しました。 担当者に決定権者の再認識をさせ、以後注意し事務処理に当たります。</p>	<p>(平成19年10月31日掲示済)</p> <h2 style="text-align: center;">公 営 企 業</h2> <p>奈良市水道局告示第39号</p> <p>奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。</p> <p style="text-align: center;">平成19年10月29日</p> <p style="text-align: right;">奈良市水道事業管理者 中尾一郎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">代表者氏名</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">指定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タカキ住宅設備株式会社</td> <td style="text-align: center;">代表取締役 高木 俊治</td> <td style="text-align: center;">大阪府東大阪市 日下町二丁目1番15号</td> <td style="text-align: center;">平成19年 10月15日</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日	タカキ住宅設備株式会社	代表取締役 高木 俊治	大阪府東大阪市 日下町二丁目1番15号	平成19年 10月15日
名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日							
タカキ住宅設備株式会社	代表取締役 高木 俊治	大阪府東大阪市 日下町二丁目1番15号	平成19年 10月15日							

消防総務部

総務課

監査結果公表日 平成17年12月27日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成19年9月25日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の宿泊を要する旅行命令（1件）において、消防長による決裁がなされていなかった。</p> <p>奈良市消防事務専決規程に基づき事務処理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた事項につきましては、消防長の決裁を受け改善いたしました。また事務執行にあたっては指摘事項を踏まえて、奈良市消防事務専決規程に基づき適正執行に努めています。</p>

生活安全部

救急救助課

監査結果公表日 平成17年12月27日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成19年9月25日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>7級職員の宿泊を要する旅行命令（1件）において、総務課長の合議がなされていなかった。</p> <p>消防職にあっては、奈良市職員服務規程第21条第2号を読み替えることとなつてるので、同号に基づき事務処理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた事項につきましては、総務課長の合議を取り改善いたしました。また事務執行にあたっては指摘事項を踏まえて奈良市職員服務規程に基づき適正執行に努めています。</p>